

熊本地震被災者支援のお知らせ

り災証明書・被災者支援制度の申請期限をご確認ください

り災証明書の新規申請受付は、平成30年5月31日(木)で終了します。

昨年3月31日の受付終了後も、やむを得ない理由により申請できなかった方を対象に、新規申請を受け付けていましたが、平成30年5月31日をもって、平成28年熊本地震による「り災証明書」の新規申請受付を終了します。り災証明書が必要な方で、申請がお済みでない方はお早めにお手続きください。
なお、すでにり災証明書の交付を受けた方のり災証明書の再発行は、6月以降も行います。

問い合わせ先		
住家の「り災証明」／健康福祉政策課　☎096-328-2340	農水産業に係る「り災証明」／農業支援課　☎096-328-2384	店舗・事業所等の「り災証明」／商業金融課　☎096-328-2424

	支援制度	支援内容	申請期限等	担当課
貸付	1 ひとり親家庭への貸付(住宅) 居住かつ所有する住宅を補修・増改築又は建設・購入するために必要な経費を市内に居住するひとり親家庭に貸付けます。	住家が半壊以上の場合：上限200万円 ※ただし、通常の貸付限度額150万円までについては申請期限なし ※原則、連帯保証人が1人以上必要	平成30年4月30日(月)	母子父子相談室 ☎096-385-1228 各区保健子ども課
ごみ	2 地震災害ごみについて 熊本地震による災害ごみの処理手数料を免除します。	持込先　燃えるもの：東部環境工場、西部環境工場 燃えないもの：扇田環境センター 家屋解体廃棄物：仮置場 ※搬入前に廃棄物計画課又は各区役所総務企画課でお手続きが必要です。 ※家屋解体廃棄物のお手続きは廃棄物計画課のみで受付。	平成30年3月30日(金) ※持込は31日(土)まで	廃棄物計画課 ☎096-328-2359
住宅再建の支援	3 建築確認申請等・開発許可申請等 手数料等の免除 期限までに建築、移転又は建替等を行う場合に、手数料を免除します。	■建築確認申請等 住家に半壊以上の被害を受けた方が、期限までに一戸建て住宅を建築する場合に手数料を免除 ■開発許可申請等 被災した建築物等を期限までに移転又は建替等を行う場合に、手数料を免除	平成30年4月15日(日)	■建築確認申請等について 建築指導課　☎096-328-2516 ■開発許可申請等について 開発景観課　☎096-328-2507
免除・猶予	4 マイナンバーカード等の再交付手数料の免除 熊本地震で被災し、マイナンバー通知カード又は個人番号カードを紛失された方は、再交付手数料を免除します。	マイナンバー通知カード又は個人番号カードの再交付手数料を免除 ※り災証明書の提示が必要です。 ※個人番号カードの申請をされた方はマイナンバー通知カードは再交付できません。	平成30年3月31日(土)	地域政策課 ☎096-328-2067
免除・猶予	5 熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付の償還の猶予 貸付金を償還中の方で、住家が半壊以上の被害を受けた等償還が困難な方の償還を猶予できる場合があります。	地震により住家が半壊以上の被害を受けた方、療養に1カ月以上の負傷をされた方、失職して償還が困難な方などを対象に申請された翌月から最長1年間、返還を猶予します。	平成30年4月30日(月)	母子父子相談室 ☎096-385-1228 各区保健子ども課
子育て	6 保育所等保育料の減免 熊本地震時に在園中で、所有する住家が半壊以上の被害を受けた方の保育料を減免します。	平成30年3月分までの保育料を減免します。 ※ただし、前年所得による制限等があります。	平成30年3月30日(金)	保育幼稚園課 ☎096-328-2568
子育て	7 認可外保育施設の利用料支援 熊本地震により、所有する住家が半壊以上の被害を受けた方の保育料を減免します。	平成30年3月分までの保育料を減免します。 ※熊本市の支給認定区分2号・3号を受け、対象期間に認可外保育施設を月単位契約又は日額契約で月13日以上利用する方。 ※保育料、市税等を滞納している場合は対象となりません。	平成30年3月30日(金)	
子育て	8 市立幼稚園の保育料の減免 熊本地震により住家が半壊以上の被害を受けた方の保育料を減免します。	平成30年3月利用分まで被害の程度に応じて減免します。 ・全壊の場合：全額免除 ・半壊(大規模半壊含む)の場合：半額免除	平成30年3月31日(土)	学務課 ☎096-328-2716
子育て	9 公営の児童育成クラブの利用者負担金の減額 熊本地震により住家が半壊以上の被害を受けた方の利用者負担金を減免します。	平成30年3月利用分まで被害の程度に応じて減免します。 ・全壊の場合：全額免除 ・半壊(大規模半壊含む)の場合：半額免除	平成30年3月31日(土)	青少年教育課 ☎096-328-2277
事業者	10 保健衛生事務に関する手数料の免除 熊本地震で被災した施設を建替・移転等で営業を再開される場合の申請等手数料を免除します。	被災施設を建替・移転等で営業を再開される場合の許可申請等手数料を免除します。 ※すでに支払った場合は期限内に申請することで還付できます。 ■対象となる申請種別については、お問合せ先または市ホームページをご覧ください。	平成30年3月30日(金)	生活衛生課　☎096-364-3187 食品保健課　☎096-364-3188 医療政策課　☎096-364-3186 動物愛護センター ☎096-380-2153

申請期限を延長しました
一部損壊世帯への災害義援金
申請期限：平成31年3月29日(金)

熊本地震により住家が「一部損壊」で修理費に100万円以上支出した世帯へ10万円の義援金を配分します。
申請には、り災証明書、工事代金の領収証、工事箇所がわかる書類(工事内訳書、見積書等)が必要です。
(申請窓口)各区役所　総合相談窓口
復興総室 ☎096-328-2973

書類提出期限を決定しました
被災住宅の応急修理
提出期限：平成31年1月31日(木)

上記期限までに完了報告書、請求書等の全てを窓口に提出ください。すでに工事が完了している場合は期限にかかわらず、速やかに書類の提出をお願いします。その後、平成31年3月13日(水)までに熊本市から施工業者へ直接支払います。
※申込受付は終了しました。
被災住宅の応急修理ダイヤル
☎096-328-2118

災害見舞金・災害義援金など、一覧表に記載のない被災者支援制度についても、お早めにお手続きください。

住宅再建無料相談会のお知らせ

熊本地震で被災され、今後の住まいとして賃貸住宅を探している方、住宅ローンについて相談したい方、宅地の被害について相談したい方などを対象に、住宅再建に関する無料相談会を開催します。
◆日時：平成30年2月24日(土)　9:30～15:30
◆場所：阿蘇熊本空港ホテルエミナース
九州財務局理財部金融調査官 ☎096-353-6351

被災後の消費者トラブルQ&A

住宅に関する近隣等とのトラブル



Q 地震後避難し、長期間不在にしていた間に、敷地内に大量のゴミを投棄されていました。どこか相談できる窓口はありますか。

A 市役所1階ロビーで、無料の法律相談(要予約)ができます。法的な手段などを確認、質問したい場合はご相談ください。



窓口相談時間　火曜・木曜(祝日を除く) 午前9時～正午
予約　☎096-234-7499(平日 午前8時30分～午後5時)

被災者のためのメンタルヘルス相談ダイヤル

熊本こころのケアセンター
相談専用ダイヤル
☎ 096-385-3222
時間／ 午前9時～午後4時　(平日のみ)

熊本市こころの健康センター
(ウェルパルくまもと)
☎ 096-362-8100
時間／ 午前9時～午後4時(平日のみ)

熊本いのちの電話
☎ 096-353-4343　時間／24時間受付

熊本地震被災者用いのちの電話
0120-87-4343

熊本こころの電話
☎ 096-285-6688
時間／ 午前11時～午後6時30分(年中無休)

よりそいホットライン
0120-279-338
時間／24時間(年中無休)

各区地域支え合いセンターでは、みなし仮設住宅などにお住まいの方々を巡回訪問しています。
中央区 ☎096-328-2105　東区 ☎096-367-9267　西区 ☎096-329-2829　南区 ☎096-357-4757　北区 ☎096-272-1972